

燕・弥彦総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 5 月 2 4 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 燕・弥彦総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成 9 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「事故」を「事由」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(失職の例外)

第 5 条 任命権者は、職務、住民福祉のための地域活動若しくはボランティア活動中の過失による事故又は過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第 2 条 燕・弥彦総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。